

1. 返還となる場合（主な事由）

- (1) 修学資金等の貸付を取り消されたとき。
- (2) 山口県内等において返還免除対象業務に従事しなくなったとき。
(対象業務を退職後、1年以内に再就職しなかったとき。)
- (3) 業務外の事由により死亡したとき。

2. 返還期間

取消になった翌月から、貸付を受けた2倍の期間内。

(例) 2年(24ヶ月)貸付を受けた場合、4年(48ヶ月)が返還期間になります。

3. 返還の方法

一括または月賦の均等払い等（返還期限を繰り上げて返還してもよい。）

(例) 2年間 160万円の貸与を受け、全額返還する場合

・返還期間:4年(48ヶ月) ・1回(月賦)の返還額:1,600,000円÷48回=33,300円(最終34,900円)

4. 遅延利息

返還期限日までに、返還しなかった場合、返還残額に対して、年14.5%の遅延利息を徴収します。

平成26年度以降の貸付者に対しては別に定めた利息とします。

5. 一部免除について

貸付を受けた期間以上、対象業務に従事し、特別な事情が考慮される場合、返還金額を一部免除できる場合があります。

※借受者の責による事由により免職された場合や、特別な事情なく恣意的に退職した場合は一部免除の要件に該当しません。

※従事期間は介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日からとします。

【免除額の計算】

※従事した月数に60分の1を乗じて得た数値を返還の債務の額に乗じて得た額

裁量免除の額	=	貸付額	×	従事期間（月数）	÷	60
--------	---	-----	---	----------	---	----

(例)

【勤務：H28.4.1～R2.4.13日まで勤務した場合。48ヶ月間勤務の場合の裁量免除の額】						
(※貸付済H26.4～H28.3月分24ヶ月分支払済み)						
裁量免除額	=	貸付済額	×	勤務月数	÷	60
1,280,000	=	1,600,000	×	48	÷	60
返還額	=	貸付済額	-	裁量免除額		
320,000	=	1,600,000	-	1,280,000		

6. 返還開始にあたっての提出書類 ○借受者 ●山口県福祉人材センター

【全額返還の場合】

○「届出書」「就労証明書(退職)」「返還明細書」を人材センターに提出

↓

●貸付決定の取消

人材センターから取消通知書等を送付

(返還の仕方についてはこの時に一緒に送付します)

↓

○取消決定の翌月から返還開始

【一部免除に該当する場合】

○「届出書」「就労証明書(退職)」を人材センターに提出

※届出書に退職理由を記入

↓

●貸付決定の取消

人材センターから取消通知書等と「返還債務免除申請書」「返還明細書」の様式を送付

↓

○「返還債務免除申請書」「返還明細書」を人材センターに提出

↓

●人材センターから免除決定通知書等を送付

(返還の仕方についてはこの時に一緒に送付します)

↓

○取消決定の翌月から返還開始